

高松市伏石町2174番地16
株式会社 アルファード2
代表取締役 七條 恵美 様

高松市長 大 西 秀



開発行為 許可 通知書
~~不許可~~

平成27年11月2日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり
許可する
~~許可しない~~ ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件 (~~不許可の理由~~)

- ・安全施設を完備して施工すること。
 - ・排水施設を完備すること。
 - ・2号L型擁壁の載荷重は10.0kN/m²以下とすること。
 - ・1号L型擁壁の載荷重は5.0kN/m²以下とすること。
 - ・1号～10号重力式擁壁から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
- また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は3.5kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市飯田町 字相作

1番、2番6、4番5、6番1、7番3、8番4、
及び地先農道・水路

(実測地積) 4,428.55 m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「処分の取消しの訴え」といいます。)は、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき相当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、1中「都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」に読み替えることができ、処分の取消しの訴えは、1の後段によらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(高松市開発審査会に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったこと知った日の翌日から起算して6か月以内)に、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

農地法第5条第1項の規定による許可書

1 申請者の氏名及び住所	当事者の別	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	住所又は主たる事務所の所在地		
	譲渡人(貸人)	持分1/3 高崎 隆浩 持分1/3 多田 久美子 持分1/3 中島 玲子	東京都世田谷区成城7丁目30番16-209号 高松市国分寺町福家甲4159番地4 高松市飯田町4番地4		
	譲受人(借人)	株式会社アルファード2 代表取締役 七條 恵美	高松市伏石町2174番地16		
2 許可を受けようとする土地の所在等	所在	地番	面積		備考
			田	畑	
	別紙のとおり				
計 4,394.00㎡ (田 4,394.00㎡ 畑 0.00㎡)					

指令欄

高農委第51(10)15号

上記の土地の所有権を移転し、分譲住宅
用地に供する件は、農地法第5条第1項の規定により許可します。
分譲住宅2階建15棟 1,150.50㎡

許可条件

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 許可に係る工事が完了したときは、次のA又はBのうち指示する項目の処理を行うこと。
 - 農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。
 - 農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。
 ただし、都市計画法第36条第2項に規定する検査済証、同条第3項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の4第3項若しくは第63条第3項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を農業委員会に提出すること。
- 許可を受けた者は、許可を受けた土地に農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

[注意事項]

- 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 事業計画の変更を行う場合は、事前に農業委員会会長の承認を受けること。
- 土地の造成工事を行う場合は、県外で発生した建設残土及び浚渫土砂を搬入しないこと。

平成 27 年 11 月 12 日

高松市農業委員会会長 三笠 輝彦



教示

- この処分不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、異議申立書(同法第48条において準用する同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)を高松市農業委員会会長に提出して異議申立てをすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。)。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。))に、裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))正本1通及び副本2通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。
- この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。))に、高松市を被告として(訴訟において高松市を代表する者は、高松市農業委員会となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。
- この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別紙)

所 在	地 番	面積		備 考
		田	畑	
高松市飯田町	1	414.00		持分1/3 高崎 隆浩 持分1/3 多田 久美子 持分1/3 中島 玲子
高松市飯田町	2-6	461.00		持分1/3 高崎 隆浩 持分1/3 多田 久美子 持分1/3 中島 玲子
高松市飯田町	4-5	713.00		持分1/3 高崎 隆浩 持分1/3 多田 久美子 持分1/3 中島 玲子
高松市飯田町	6-1	1,398.00		持分1/3 高崎 隆浩 持分1/3 多田 久美子 持分1/3 中島 玲子
高松市飯田町	7-3	1,084.00		持分1/3 高崎 隆浩 持分1/3 多田 久美子 持分1/3 中島 玲子
高松市飯田町	8-4	324.00		持分1/3 高崎 隆浩 持分1/3 多田 久美子 持分1/3 中島 玲子



農地転用許可証明書

許可番号	農地法第 5 条 51 (10) — 15	許可期日	H27年11月12日
地目面積	田 畑 4.394 m ²	転用目的	分譲住宅
所 在	高 松 市 飯 田 町 1, 6-1 2-6, 7-3 4-5, 8-4	番地	
転用者氏名	株式会社アルファード2 代表取締役 七條 恵美		
※ 転用地にこれを掲示して下さい		香川県農業会議	

